

働き方改革

長時間労働の医師への健康確保措置に関する マニュアルについて(前編)

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー
特定社会保険労務士 産業カウンセラー 新屋 尋崇

1. はじめに

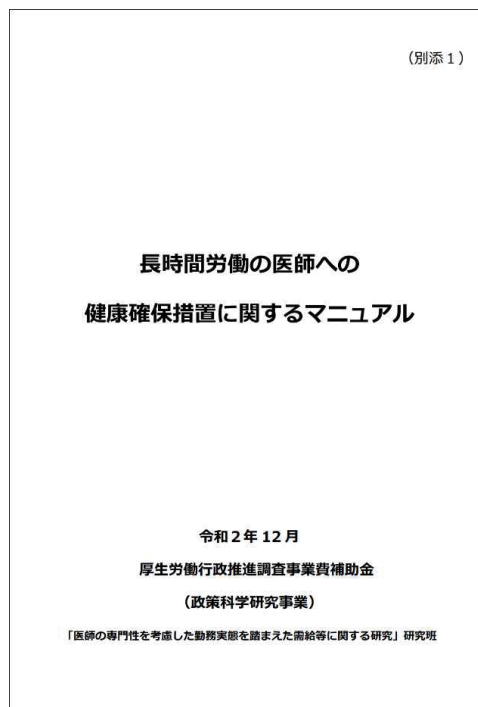
2020年12月22日に公表された、「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」の別添1として、長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル(以下、「マニュアル」という)が公表されています。

マニュアルは、睡眠及び疲労の状況について確認する事項(睡眠負債等に関する検査項目や疲労の蓄積の確認に用いる基準値の設定等)を含めた効果的な面接

指導の実施方法、疲労回復に効果的な休息の付与方法に関して、産業保健の知見、年齢や性別の違いや疲労の蓄積予防の観点も踏まえ、医学的見地から検討し、作成されたものです。

今回から2回にわたり、マニュアルについて簡単にご紹介いたします。医療機関において医師の労働時間短縮を進める際のご参考、及び医師の働き方改革に関する検討の状況や今後の見通しの把握等のご参考にしていただければと思います。

2. マニュアルの内容(抜粋・一部編集)



(医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめの公表について より)

(1)面接指導実施の概要

①面接指導の目的

2024年4月から医師に対して時間外労働の上限規制が適用され、月の時間外・休日労働は原則100時間未満となりますが、面接指導(及び就業上の措置)の実施により、例外的に緩和されます。月100時間以上の時間外・休日労働を行う場合には、面接指導等の実施が(前提として、36協定の締結・届出も)必要です。

面接指導は、長時間労働の医師一人ひとりの健康状態を確認し、必要に応じて就業上の措置を講じることを目的として行います。本面接指導は、ひと月あたりの時間外・休日労働について、100時間未満という上限規制を例外的に緩和するための要件であることから、時間外・休日労働が「月100時間未満」の水準を超える前に、医師を雇用する医療機関の管理者(以下「管理者」という)は睡眠及び疲労の状況を確認し、一定以上の疲労の蓄積が確認された者については月100時間以上となる前に面接指導を行うことを義務付けられます。なお、毎月あらかじめ決めておいた時期(時間外・休日労働時間が100時間以上となる前)に面接指導を行うことも可能です。

面接指導の結果により、就業上の措置を講じる必要がある場合は、面接指導を実施した医師(以下「面接指導実施医師」という)が管理者に意見を述べることとなります。管理者は当該意見を踏まえ、医師の健康確保のために必要な就業上の措置を最優先で講じることが求められます。

なお、面接指導は医療法において位置づけられることと併せて、労働安全衛生法の面接指導としても位置づけられ、衛生委員会による調査審議等が及ぶ方向で検討されています。

②面接指導の体制

面接指導においては、管理者、面接指導実施医師、面接指導の対象となる医師(以下「面接指導対象医師」という)が下記の役割を果たすことが求められます。

A 管理者



管理者は、各医療機関特有の職場の文化に基づき、面接指導実施体制を構築します。面接指導実施医師を選任するとともに面接指導対象医師を抽出します。また、面接指導実施医師に必要な情報を提供するとともに、面接指導実施医師からの報告・意見を踏まえ、必要に応じて、就業上の措置を講じます。

B 面接指導実施医師



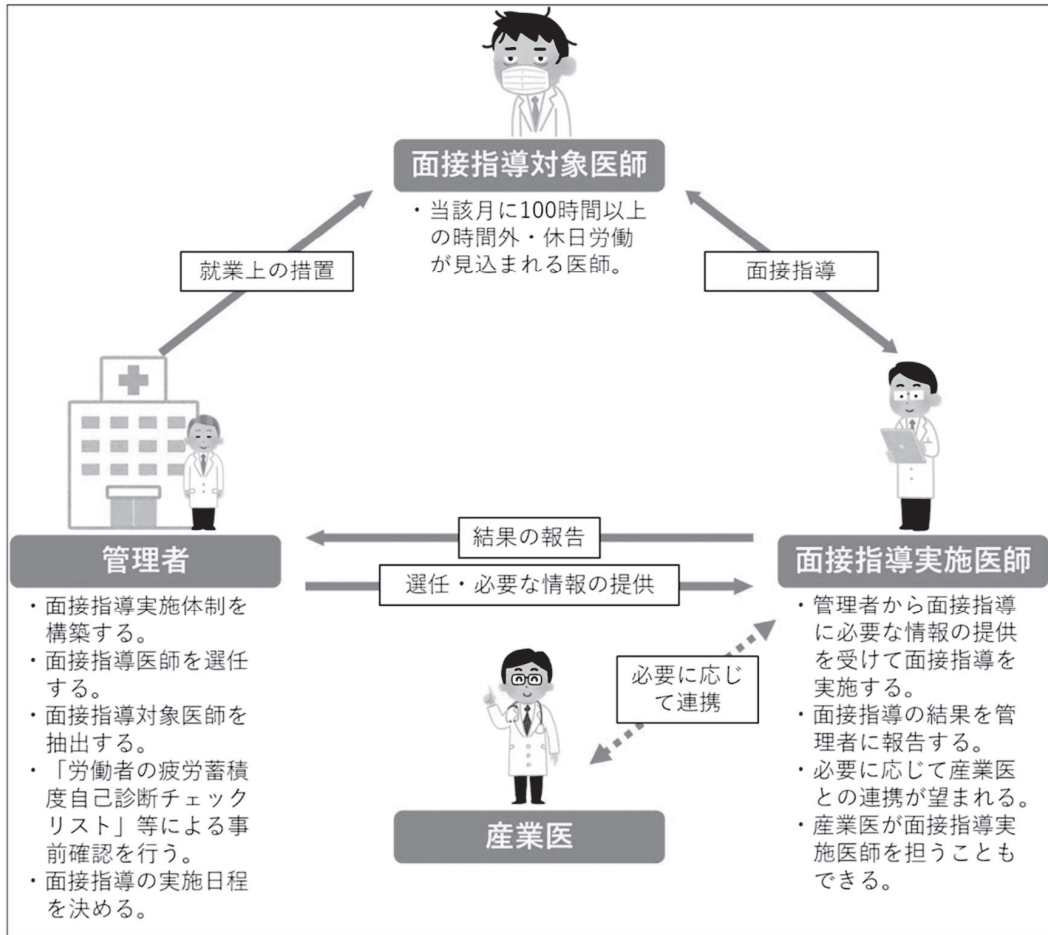
面接指導実施医師は、長時間労働の面接指導に際して必要な知見に係る講習を受講して従事します。面接指導実施医師は、管理者により選任されます。また、管理者から必要な情報の提供を受け、面接指導対象医師へ面接指導を実施し、その結果を管理者に報告します。さらに、面接指導の結果から、就業上の措置を講じる必要がある場合には、管理者に意見を述べます。面接指導実施医師は必要に応じて産業医と連携することが望ましいです。なお、産業医が面接指導実施医師を担うこともできます。

C 面接指導対象医師



面接指導対象医師は、当該月に100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師です。面接指導対象医師についても、自身の健康管理に努めることが求められていることから、過重労働や睡眠負債による健康影響等に関する講習を受講することが望ましいです。

面接指導の枠組み



(長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル より)

③長時間労働の医師に対する面接指導の全体像

長時間労働の医師に対する面接の流れは以下の通りです。

Step1(管理者が実施)事前確認と面接指導の実施時期

面接指導対象医師を抽出し、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等により、睡眠及び疲労の状況の事前確認を行います。また、面接指導の実施日程を決定し、面接指導に必要な情報(時間外労働の状況、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の結果等)を面接指導実施医師に提供します。

Step2(面接指導実施医師が実施)面接指導

面接指導実施医師は、面接指導におい

て、①勤務の状況、②睡眠負債の状況、③疲労の蓄積の状況、④心身の状況等について確認します。

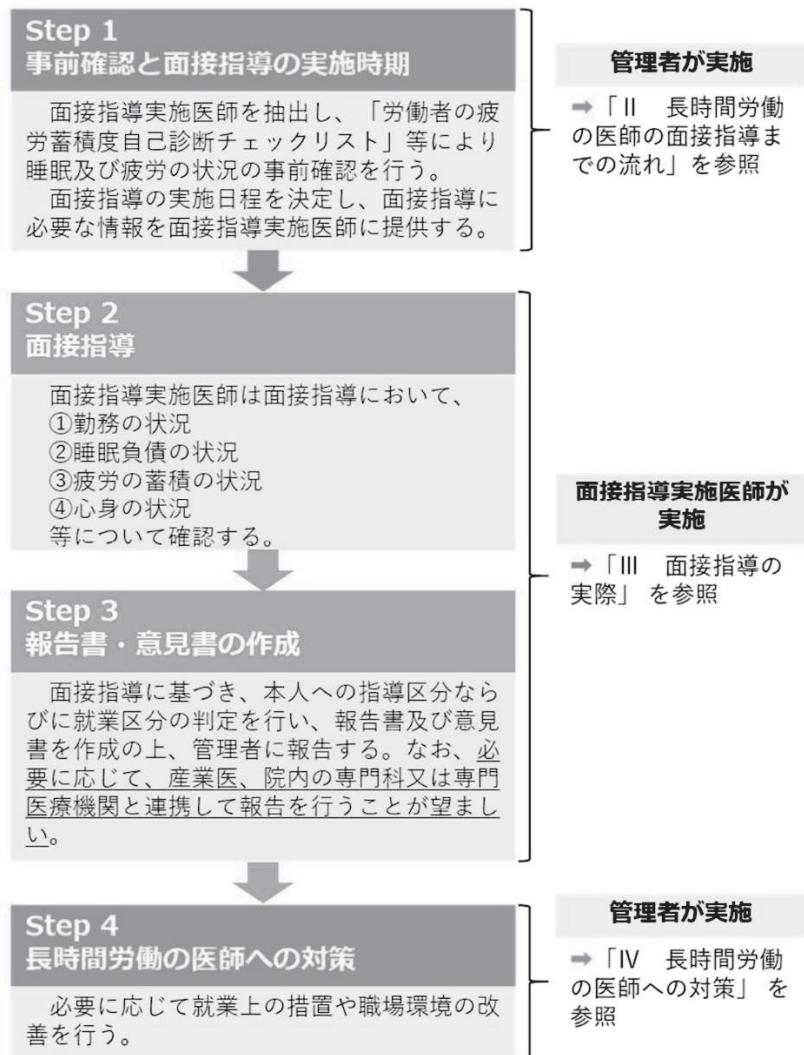
Step3(面接指導実施医師が実施)報告書・意見書の作成

面接指導に基づき、本人への指導区分ならびに就業区分の判定を行い、報告書及び意見書を作成の上、管理者に報告します。なお、必要に応じて、産業医、院内の専門科又は専門医療機関と連携して報告を行うことが望ましいです。

Step4(管理者が実施)長時間労働の医師への対策

必要に応じて、就業上の措置や職場環境の改善を行います。

長時間労働医師に対する面接のフローチャート



(長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル より)

(2)長時間労働の医師の面接指導までの流れ(管理者が実施)

①長時間労働の医師への面接指導における管理者の役割

本面接指導において、管理者は下記の役割を担います。

- ・面接指導実施医師を選任する(同じ部署の上司は避けることが望ましい)。
- ・面接指導対象医師(当該月に100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師)を抽出する。
- ・「労働者の疲労蓄積度自己診断チェッ

クリスト」等による事前確認を行う。

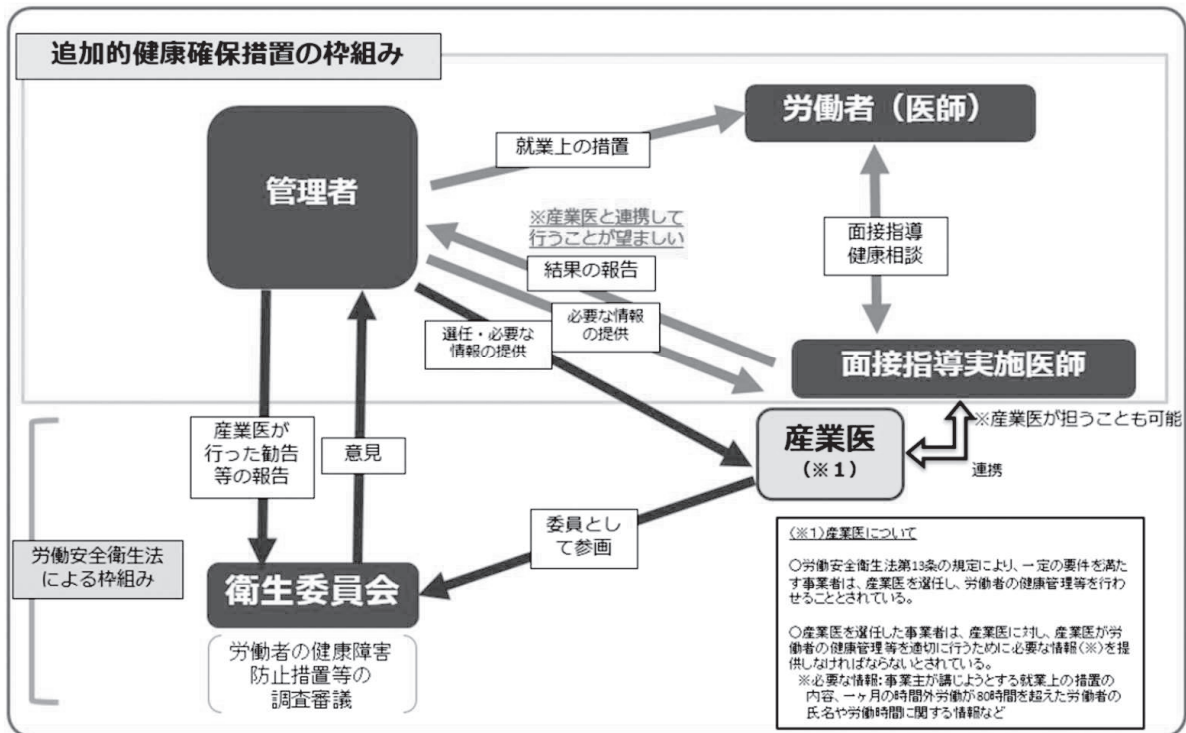
- ・面接指導の実施日程を決める。
- ・面接指導に必要な情報(時間外労働の状況、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の結果等)を面接指導実施医師に提供する。
- ・面接指導実施医師から面接指導の結果について報告を受ける。
- ・必要に応じて就業上の措置や職場環境の改善を行う。

②院内における面接指導実施体制の構築 長時間労働の医師に対する面接指導の

実施にあたり、各病院の状況に応じた面接指導実施体制の構築が望ましいです。その体制は面接指導実施医師及び産業医をはじめとする産業保健スタッフが中心

となります。本面接指導体制の構築にあたっては、面接指導実施医師、産業医、管理者の連携が望ましいです。

面接指導の実施体制



※追加的健康確保措置の面接指導は、医療法において位置付けること併せて、労働安全衛生法の面接指導としても位置付け、衛生委員会による調査審議等が及ぶ方向で検討 (「医師の働き方改革に関する検討会」報告書より)

(長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル より)

③長時間労働の医師の事前確認と面接指導の実施時期


管理者は、当該月に100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師(例えば、前月又は当月の時間外・休日労働が80時間を超えている者)を抽出し、時間外・休日労働が月100時間以上となる前に、睡眠及び疲労の状況等、以下の事項について確認を行い、面接指導の実施日程を決めます。また、時間外・休日労働の各水準における睡眠及び疲労の状況の事前確認並びに面接指導の実施時期の案は以下の通りです。

<確認事項>

- ア.前月の時間外・休日労働時間(副業・兼業先の労働時間も自己申告により通算する)
 - イ.「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」
 - ウ.直近2週間の1日平均睡眠時間(可能であればアクチグラフ等の客観的指標を用いる)
 - エ.面接指導の希望
- ※可能であれば、面接指導対象医師と同じ病棟や診療科で勤務する看護師長や上級医から、長時間労働の負担による影響

の有無等についても確認しておくことが望ましいです。

事前確認・面接指導の実施時期

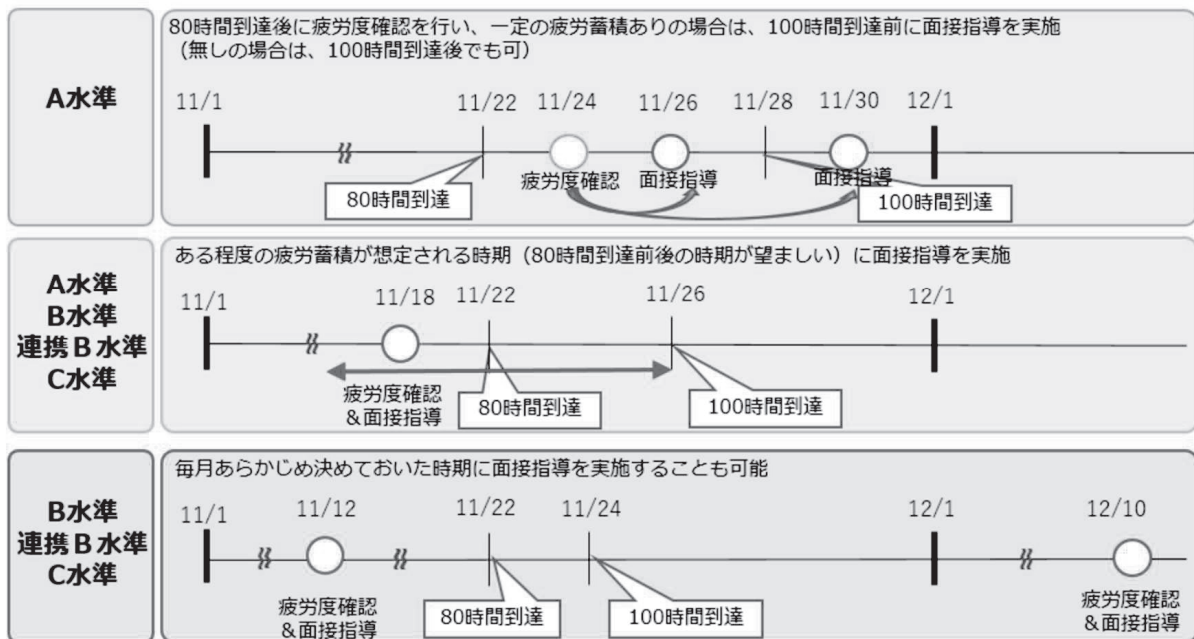
水準	A水準	A・B・連携 B・C水準	B・連携 B・C水準
時間外・休日 労働が100時間以上となる頻度	低い  高い		
睡眠及び疲労の状況の事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期（当該月の時間外・休日労働が80時間前後となる時期が望ましい） ※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	毎月あらかじめ決めておいた時期に行うことも可能 ※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が予想される場合 ^{注)} は、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	

注) 一定の疲労蓄積が予想される場合とは下記のいずれかに該当した場合である。

- ① 前月の時間外・休日労働時間：100時間以上
- ② 直近2週間の1日平均睡眠時間：6時間未満
- ③ 疲労蓄積度チェック：自覚症状がIV又は負担度の点数が4以上
- ④ 面接指導の希望：有

(長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル より)

面接指導の実施時期の例



(長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル より)

3. おわりに

今月号では、長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアルについて、面接指導実施の概要、及び長時間労働の医師の面接指導までの流れ(管理者が実施)を簡単にご紹介いたしました。

来月号では、面接指導の実際(面接指導実施医師が実施)、長時間労働の医師への対策(管理者が実施)について簡単にご紹介いたします。医師の働き方改革や

医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター (TEL: 099-813-7731) までぜひご連絡ください。

4. 参考・引用

▷医師の働き方改革の推進に関する検討会
中間とりまとめの公表について 別添1
～長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル～

投 稿 規 定

1. 原稿をお寄せいただく際は、鹿児島県医師会会報編集委員会宛に手書き原稿は郵送、それ以外の原稿は電子媒体或はメールでも結構です。
2. 原稿の内容については、著作権・個人情報保護・人権などに十分な配慮をお願いします。
3. 県医ロビーは、原則として写真等を含めて1,200文字以内(会報で1頁)。
※顔写真を1枚お送り下さい。
4. 学術は、原則として文字・図表・写真等含め3,200文字以内(会報で3頁)。
5. 原稿は返却しません。必要な場合はコピーなど手元に残して下さい。
6. 原稿の採否は編集委員会で決定します。内容を編集委員会で添削・文字の変更、並びに誌面の都合上、文章を短くする場合などがありますのでご了承下さい。カラーの掲載については編集委員会に一任願います。
7. 会報の別刷りを希望される場合は、経費の実費(全額)を執筆者負担とさせていただきます。